

第4章 地震災害対策計画

第4章 地震災害対策計画

地震災害対策計画は、町内の風水害等の災害及び原子力災害を除く、地震災害全般に関して総合的な対策として定めるものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して、災害に強い安全な町土づくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の応急対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とするものである。

地震災害は、その予測が困難であり、突発的、同時広範囲に建物倒壊や家具転倒により下敷きになるなどの被害が出るほか、火災、土砂崩れ、液状化、津波などが同時に起こり、被害を拡大する恐れがある。また、電気、水道、電話・インターネット等通信、各種交通など広範囲・大規模にインフラに大きな被害をもたらす恐れがあるとともに、その復旧には長い期間を要することが予想される。このため、平素から各種の備えを整えるとともに、地震動発生初期における自身の安全確保・健在と、地震動が一旦収まった後の救出救護、被害拡大防止処置を適切にして、被害の局限を図る行動が重要である。

なお、災害復旧・復興にあたっては、第5章「災害復旧・復興計画」で定める事項を準用する。

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じるほか、別紙「職員初動マニュアル」及び次の地震災害対策に定める。

地震発生後、町及び防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況を迅速に収集・連絡し、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部の設置等必要となる体制の整備を進める。

町は、地震が発生したときは、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移にあわせた災害応急活動を行う。

(1) 配備体制

1) 配備基準

勤務時間内の場合は、災害の状況によりそのまま災害応急活動体制へ移行する。

勤務時間外の配備基準、参集場所等は、次のとおりである。

① 配備の基準

配備	配備基準	配備人員
事前配備	(第1次警戒態勢) 町内で震度4の地震を計測したとき	地域防災課長 地域防災課(所要の職員)
	(第2次警戒態勢) 町内または県西部地域で震度5弱の地震を計測したとき	①建設部長の指示により建設部警戒体制要員配備 ②地域防災課長の指示により地域防災課員配備 ③総務部長の指示により4部長配備 (4部長からなる災害応急対策室を設置)
1号配備	ア 局地的に災害が発生し災害対策が必要なとき イ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	①地域防災課全員 ②幼・保・こ・学校職員を除く副主幹以上職員(町長の指示)
2号配備	ア 県西部地域で震度5強以上の地震を計測したとき イ 大規模な災害が発生し、多くの町民の身体・生命または建物・インフラ等に大きな被害が発生したとき ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒または巨大地震注意)が発表された場合	全職員 (長期間の災害対応に備えて、一部を縮小する場合がある。)

② 配備指令が出された場合の参集場所

配備	参集職員	参集場所
1号配備	副主幹以上職員	本庁舎 所属現課 (必要に応じ3階多目的室に集合し、災害対策本部等から全般状況の説明を実施する。)
2号配備	全職員	本庁舎職員 所属現課 各支所職員 各支所 幼保学校職員 それぞれの勤務場所 ※交通状況等により本庁舎まで参集できない場合には、清水支所または三保支所等に参集し、当面の応急対策活動を遂行するとともに、所属上司にその後の指示を仰ぐものとする。

地震発生後の参集途中に留意すべき点

- 家屋の倒壊等の危険があるかもしれないので、できるだけ道路の真ん中を通る。
- 余震による落下物には注意する。
- 夜間は何が落ちているかわからないので、特に注意をする。
- 火災地域は延焼の可能性があるので、避けて通る。(風下側には回らない)
- 落下している電線には近づかない。(特に水たまりに電線がある場合は注意)
- ガス漏れの心配もあるのでタバコは絶対に吸わない。

(2) 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置

町長は、地震災害等が発生し、または発生するおそれがある場合、当該市町村域に係る災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき災害対策本部を設置する。

1) 災害対策本部の設置に至らない災害時の組織体制

町長は、町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないと認める時は、平常時における町の組織をもって災害応急対策を実施する。

また、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合等、町内に災害が発生するおそれがあり、かつ事態の推移を監視する必要がある場合は、必要な職員を動員配備し、厳重な警戒が行える組織体制とし、災害の拡大時等は、速やかに災害対策本部に移行できるものとする。

2) 災害対策本部の設置

① 災害対策本部設置基準

町長は、地震等災害の発生または発生のおそれがある場合において、総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認める時は、次の基準に従って災害対策本部を設置する。

- ア 県西部地域で震度6弱以上の地震を計測したとき
- イ 県西部地域で震度5弱以上の地震を計測し、町内に大規模または広域的被害が発生したとき
- ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒または巨大地震注意)が発令されたとき
- エ その他町長が必要と認めたとき

第2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

災害の拡大防止と二次災害の防止活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動」に準じるほか、次の地震災害対策を定める。

二次災害の防止活動

余震等による土砂災害、建築物・構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じる。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第5節 救助・救急及び医療救護活動」に準じるほか、次の地震災害対策を定める。

地震発生後、町民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとする。また、町及び防災関係機関は、派遣内容や物資等の必要量等の活動内容をあらかじめ被害想定に基づいて災害に備えることとし、発災後速やかに、一体となって、救助・救急、消火及び医療救護活動を行う。また、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行う。なお、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(1) 救急・救助、消火活動

1) 基本方針

消防活動は、小田原市消防本部の活動方針によるほか、次により行う。

① 大規模地震発生時には、火災の多発や拡大により、極めて大きな人命の危険が想定される。災害時において、町民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、呼びかけるとともに、その全機能をあげて延焼拡大阻止に努め、地震火災から町民の生命及び財産を保護する。

② 大規模な地震の際には、消防の力だけでは対応できない。そのため、自主防災組織、町民等の協力を得て対応する。

③ それぞれの地域の事情で異なるが、概ね以下の活動を優先する。

ア 消火活動

イ 倒壊家屋、崖崩れ等の生き埋め者の救出・救護

ウ その他の二次災害危険に対する警戒・避難誘導

④ 町は、南海トラフ臨時情報が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の公表があった場合、必要な準備等を行う。

2) 小田原市消防本部の活動

管内で震度5弱以上の地震が発生した場合、小田原市消防警防規程に基づき初動体制を確立する。

3) 山北町消防団の活動

消防団員にあっては、ラジオ等で速報される地震情報により、町の震度が5強以上の時は、出動指令を待つことなく分団詰所へ参集し、担当区域内の火災発生状況、被害状況の把握及び火災の鎮圧・人命救助活動に従事する。

収集した災害情報は防災行政無線機により、災害対策本部に報告する。

4) 消防団の自主防災組織、町民等に対する協力要請

消防団員は、自主防災組織や町民に対し、出火防止・初期消火（転倒したLPガスの元栓閉栓呼びかけも含む）、家族や隣近所の保護・救出等に協力するよう要請する。

5) 消火活動

① 火災が発生した時、消防団は、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限り協力を得て、連携し火災防衛活動を進める。

- ② 火災が多発・拡大した場合は、小田原市消防本部は、消防相互応援協定等（協定編『協定－1』（p.283）、『協定－4』（p.294）及び『協定－7』（p.303～305）による）に基づき、県内消防本部の広域応援要請を行う。

6) 救出活動

① 救出対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態である者で、次のような状態にある者。

- ア 火災時に火中に取り残された者
- イ 災害の際に水とともに流された者、または孤立した地点に取り残された者
- ウ 倒壊家屋の下敷きとなった者
- エ 土砂災害等により生き埋めになった者
- オ 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため、救出を要する者

② 救出活動

- ア 発災直後の救出活動は、小田原市消防本部、消防団、自主防災組織が相互に協力し、行うものとする。なお、火災発生及び多数の要救出現場の発生が見込まれる場合には、消防団員、自主防災組織、町民で1班10人程度の救出隊を編成し、担当区域内をローラー作戦的に回ることにより対応する。
- イ 建設重機等を必要とする現場については、都市整備課へ報告し、対応を要請する。都市整備課は、町建設業協同組合等に救出活動を依頼する。
- ウ 対応が困難な特殊救助資機材・技術を要する救出現場の場合は、その状況に対応できる機材を持つ必要な救助隊（消防、警察、自衛隊等）の派遣を要請する。
- エ 救出した負傷者は応急救護措置を行った後、救急車等により、救護所、救急病院等へ搬送する。

③ 関係機関との連携

ア 松田警察署との連携

生き埋め者等の救出については、松田警察署等と十分な連携を図り、円滑な救出活動を実施する。

イ 自衛隊等派遣要請

地震等により緊急に救出を要する町民が多数あり、消防等において救出が困難と認められる時は、本部長は県知事に対し、自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣を要請する。

7) 避難誘導

延焼火災等により町民避難の必要性が生じた時、本部は、これを町民に伝達するとともに、消防団、自主防災組織と連携を取りながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、安全な場所に避難誘導させる。

8) 二次災害の防止

小田原市消防本部は、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品及び有害物質等の危険物を管理する施設等の管理者に対し、爆発、有害物質の漏洩等の二次災害を防止するため、施設の点検、応急措置を指導する。また、必要に応じて施設の点検を実施する。

第4節 避難対策

避難対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第6節 避難対策」に準じるほか、次の地震災害対策を定める。

(1) 高齢者等避難、避難指示

1) 避難指示の判断

町が行う避難指示の判断は、災害対策本部会議（本部設置前は町長）が行い、本部長が発令する。

避難指示を発令する災害状況は、次のとおりである。

① 局地的な災害による場合

- ア 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- イ 火災が拡大するおそれがあるとき
- ウ 爆発のおそれがあるとき
- エ ガスの流出拡散により、町民に危険が及ぶと予測されるとき
- オ がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- カ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- キ その他町民の生命を守るため、必要と認められるとき

② 広域的な災害による場合

- ア 延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命に危険が予測されるとき
- ウ 県知事から、避難についての勧告または指示の要請があったとき
- エ その他町民の生命を守るため、必要と認められるとき

(2) 避難所の開設

1) 避難所開設の判断

本部長は、次のいずれかに当該すると判断した時は、避難所を開設する。

- ① 震度6弱以上の地震を観測した場合
- ② 震度5強以下の地震を観測した場合で、避難所を開設する必要があると認めた場合
- ③ 二次災害の発生等が予測され避難所への収容が必要であると認めた場合

第5節 保健衛生、防疫、行方不明者対策等に関する活動

保健衛生、防疫、行方不明者対策等に関する活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第7節 保健衛生、防疫、行方不明者対策等に関する活動」に準じて行う。

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」に準じて行う。

第7節 文教対策

文教対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第9節 文教対策」に準じて行う。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じるほか、次の地震災害対策を定める。

(1) 交通の確保

1) 運転者の取るべき措置

- ① 避難のために車を使用しないこと。
- ② 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 車を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- ④ やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ⑤ 駐車する時は、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げになるようなところには駐車しないこと。
- ⑥ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに取ること。

第9節 警備・救助対策

警備・救助対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第11節 警備・救助対策」に準じて行う。

第10節 ライフラインの応急復旧活動

ライフラインの応急復旧活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第12節 ライフラインの応急復旧活動」に準じて行う。

第11節 災害廃棄物等の処理対策

災害廃棄物等の処理対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第13節 災害廃棄物等の処理対策」に準じて行う。

第12節 被災者等への情報提供、相談等に関する活動

被災者等への情報提供、相談等に関する活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第14節 被災者等への情報提供、相談等に関する活動」に準じて行う。

第13節 広域的応援体制

広域的応援体制については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第15節 広域的応援体制」に準じて行う。

第14節 災害救援ボランティアの支援活動

災害救援ボランティアの支援活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第16節 災害救援ボランティアの支援活動」に準じて行う。

第15節 災害救助法関係

災害救助法関係については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第17節 災害救助法関係」に準じて行う。